

土地立入り関係法令一覧

法令名	条	条文見出し
測 量 法	15	土地の立入及び通知
	16	障害物の除去
	17	”
	18	土地等の一時使用
	19	土地の収用又は使用
	20	損失補償
	39	基本測量に関する規定の準用
	63	罰 則
測量法施行規則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土 地 収 用 法	11	事業の準備のための立入権
	12	立入の通知
	13	立入の受忍
	14	障害物の伐除及び土地の試堀等
	15	証票等の携帯
	143	罰 則
土地収用法施行規則	1	証票及び許可証の様式
国 土 調 査 法	24	立 入 り
	25	立会又は出頭
	26	障害物の除去
	27	土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用
	28	試験材料の採取収集
	29	損失補償
	34	測量法との関係
	37	罰 則
国土調査法施行令	21	身分を示す証明書
道 路 法	66	他人の土地の立入又は一時使用
	67	立入又は一時使用の受忍
	69	損失の補償
	101	罰 則
道路法施行規則	5	証票の様式
河 川 法	89	調査、工事等のための立入り等
	103	罰 則
河川法施行規則	35	証明書の様式

法令名	条	条文見出し
海岸法	18 42	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰 則
海岸法施行規則	6	証明書の様式
都市計画法	25 26 27 28 92	調査のための立入り等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰 則
土地区画整理法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰 則
住宅地区改良法	20 21 22 23 37	測量及び調査のための土地の立入り等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰 則
宅地造成等規制法	4 5 6 7 27	測量又は調査のための土地の立入り 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰 則
都市再開発法	60 61 62 63 142	測量及び調査のための土地の立入り等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰 則
下水道法	32 47	他人の土地の立入又は一時使用 罰 則
地価公示法	22 23 28	土地の立入り 土地の立入りに伴う損失の補償 罰 則
地価公示法施行規則	6	身分証明書の様式
地すべり等防止法	6 16 53	調査のための立入 土地の立入等 罰 則

【参考資料45. 空港事業参考資料】

法令名	条	条文見出し
地すべり等防止法施行規則	2	証明書の様式
建築物用地下水の採取 の規制に関する法律	11	土地の立入り
	12	”
	18	罰 則

土地の立入り関係法令抜すい

〔測 量 法〕

(土地の立入及び通知)

- 第 15 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。
2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
 3. 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 4. 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(基本測量に関する規定の準用)

- 第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

- 第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- 一 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者
 - 二 第 15 条第 1 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
 - 三 第 18 条（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者